

## 神戸市意思疎通支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民相互のコミュニケーションの円滑化を推進するため、聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者（以下「聴覚障害者等」という。）に、手話通訳者、要約筆記者（奉仕員）又は盲ろう者向け通訳・介助員（以下「手話通訳者等」という。）を派遣するなどの支援を行うことにより、聴覚障害者等の福祉の向上を図ることを目的として、神戸市意思疎通支援事業（以下「本事業」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

### (支援の対象者)

第2条 本事業による支援の対象者は、市内に居住する、原則として聴覚障害者等であって、身体障害者手帳を所持する者又は次項に掲げるその他の者とする。

2 前項のその他の者とは、神戸市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の職員等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害者支援施設等及び同法第77条第1項第3号に規定する事業を行う神戸市委託相談支援事業者の担当者等、同法第20条第3項に規定する調査を行う者、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第5項に規定する介護支援専門員、同法第8条第25項に規定する介護保険施設の担当者等、同法第24条の2第2項及び同法第28条第6項（第33条第4項において準用する場合を含む。）に規定する調査を行う者とする。

3 前各項の外、市長が必要と認める者

### (事業の実施主体及び実施方法)

第3条 本事業は、神戸市が手話通訳者等の養成及び研修をするために十分な専門知識を有し、さらに、本事業に必要な手話通訳者等を派遣することが可能な法人に委託して行うものとする。

### (支援の内容)

第4条 本事業による支援は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 支援の対象者が、福祉事務所等公的機関及び医療機関等において社会生活上必要不可欠な用務のために支援を要する場合
- (2) 支援の対象者が、社会参加のための資格取得や技能を向上させるための講習を受講するうえで支援を要する場合
- (3) 支援の対象者が、聴覚障害者等の会議において、プロジェクターやパーソナルコンピュータ等の機器を使用して、会議参加者等相互の意思疎通に支援を要する場合
- (4) 前各号の外、市長が必要と認める場合

2 支援の方法は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 手話通訳者等の派遣による支援
- (2) 手話通訳者の区役所（須磨区北須磨支所及び西区玉津支所を含む。以下「区役所」と

いう。)への配置による支援

- 3 前項第1号による派遣は、原則として市内を対象地域とする。ただし、市長が必要と認める場合は、市域外については県事業のひょうご通訳センターの派遣等を受けられるものとする。

(手話通訳者等の業務)

第5条 手話通訳者等が行う業務は、次の通りとする。

- (1) 手話通訳者は、手話を用いた通訳を行う。
  - (2) 要約筆記者(奉仕員)は、意思疎通をはかるため要約筆記を行う。
  - (3) 盲ろう者向け通訳・介助員は、意思疎通をはかるための支援を行う。
- 2 第4条第2項第1号に定める支援を行った手話通訳者等は、業務終了後すみやかに、「神戸市意思疎通支援事業個人派遣業務報告書」(様式第4号)を本事業受託者に提出しなければならない。

(利用申請)

第6条 第4条第2項第1号に掲げる派遣を利用しようとする聴覚障害者等(次条において「申請者」という。)は、利用する日の7日前までに、「通訳者・筆記者(奉仕員)派遣申請書」(様式第1号)を、本事業受託者に提出して申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急に派遣を必要とする場合で、必要やむを得ないと認められる場合は、本事業受託者への電話連絡などの方法により申請できるものとする。ただし、事後すみやかに前項に掲げる手続きを行わなければならない。

(利用の決定)

第7条 本事業受託者は、前条第1項の申請を受付けたときは、内容を審査し、利用の可否を決定し、利用決定を行った場合には、利用する日の3日前までに、「通訳者・筆記者(奉仕員)派遣決定通知書」(様式第2号)により、申請者に通知しなければならない。また、却下の決定を行った場合には、すみやかに、「通訳者・筆記者(奉仕員)派遣却下通知書」(様式第3号)により、申請者に通知しなければならない。

- 2 前条第2項による申請を受けた場合等で、前項によりがたい場合は、本事業受託者は電話連絡等の方法により決定内容を申請者に伝えるものとする。ただし、事後すみやかに、前項に規定する様式により、通知しなければならない。

(利用者負担)

第8条 第4条第2項各号に規定する支援に係る利用者負担は無料とする。

(手話通訳者等の資格)

第9条 本事業の支援を行う手話通訳者等は、あらかじめ本事業受託者が手話通訳者等の派遣登録をしている者とする。

(細則)

第10条 この要綱に規定するもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成19年4月1日より施行する。ただし、施行日から平成19年4月15日までの間は、第9条の規定にかかわらず、手話通訳者の配置時間は、神戸市コミュニケーション確保事業実施要綱（平成16年4月1日保健福祉局長決定。以下「旧要綱」という。）第8条2項によるものとする。

(旧要綱の廃止)

- 2 旧要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月30日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。